

平成二十年六月九日提出
質問第四九一号

海外への公務出張に伴い提供される航空会社のマイレージサービスの管理・取扱い等に関する

質問主意書

提出者 江田 憲 司

491

海外への公務出張に伴い提供される航空会社のマイレージサービスの管理・取扱い等に関する

質問主意書

公務での海外出張に伴う航空機利用により、当該公務員個人に提供される、いわゆるマイレージサービスの管理・取扱い等について以下質問する。

一 各府省別に、公務員個人に提供されるマイレージサービスをどう管理しているか（例：「個人のマイレージポイントの取得を禁止」「航空会社との合意により当該府省で一括管理」等）、あるいは管理していないか（例：「私的な利用は全く自由」）、明らかにされたい。また、会計検査院についても把握していれば、同様に明らかにされたい。

二 近時、マイレージポイントと交換される特典には、無料航空券や席のアップグレードの他、電子マネーやクーポン券、買い物券等の金券類似のものも含まれている。このように、税金により支払われた航空運賃により、結果的に公務員個人に利得が発生することについて、政府はどう考えるか。

三 一の答弁により、その管理・取扱いが各府省により区々の場合は、内閣として方針を統一すべきではないか。

四 最近、税金により利用したタクシーから、当該タクシーを利用した公務員に、酒やつまみ、商品券、ビール券、現金等が供与された事例が政府の調査等により明らかになっている。このケースとマイレージサービスとは、税金で利用したタクシー（会社）や航空機（会社）から、結果的に公務員個人に利得が発生するという意味で、その本質は同じではないか。それとも違うと政府は認識しているか。違うのならどこがどう違うのか、明確にされたい。

五 四のタクシーから個人的利得を得ていた職員の処分について、政府として、どういう統一方針で対処していくのか。また、今後の再発防止のため、どのような措置を講じていくのか。

右質問する。